

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和2年10月24日 19時20分ごろ
発生場所	京浜港川崎第2区 川崎東扇島防波堤東灯台から真方位245°700m付近 （概位 北緯35°29.5′ 東経139°46.5′）
事故の概要	遊漁船 ^{イサミネ} Isamine 00は、南西進中、防波堤に衝突した。 Isamine 00は、釣り客2名が負傷し、右舷船首部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 Isamine 00、5トン未満 260-22494 神奈川、個人所有 6.31m (Lr) × 2.36m × 1.17m、FRP ガソリン機関、84.6kW、昭和62年9月
乗組員等に関する情報	船長 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成29年8月10日 免許証交付日 平成29年8月10日 （令和4年8月9日まで有効）
死傷者等	軽傷 2人（釣り客2人）
損傷	本船 右舷船首部に亀裂等 防波堤 なし
気象・海象	気象：天候 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：16時56分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、令和2年10月24日15時15分ごろ京浜港川崎区多摩川河口付近の釣り場に向けて京浜港横浜第1区所在の浮き桟橋を出発した。 本船は、18時50分ごろ多摩川河口付近での遊漁を終え、船長が操舵室内の座席に、釣り客2人が船首側に設けられた座席に船尾方を向いて、他の釣り客2人が船尾側に設けられた座席に船首方を向いて

	<p>それぞれ腰を掛け、扇島水路付近の釣り場に向けて移動を開始した。</p> <p>船長は、川崎航路出口付近から東扇島防波堤（以下「本件防波堤」という。）と JXTG エネルギー扇島東シーバース（以下「本件シーバース」という。）との間を通過し、本件防波堤に沿って南西進することとし、約 8ノットの対地速力で航行した。</p> <p>船長は、右舷方に川崎航路港奥の街明かりを、左舷船首方に本件シーバースの明かりを確認して航行したが、ふだん見えてくる本件防波堤の北東端にある川崎東扇島防波堤東灯台の灯光（以下「本件灯光」という。）が確認できなかったため、目視で本件防波堤を確認しようと右舵を取って航行したところ、目前に迫った本件防波堤を認め、機関を後進として左舵を取ったものの、19時20分ごろ右舷船首部が本件防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、釣り客に負傷の有無を確認したところ、船首側の釣り客2人が痛みを訴えたので、携帯電話で、出航した浮き桟橋の管理者を通じて救急車を手配し、船体の損傷状況及び浸水がないことを確認して自力で浮き桟橋に戻った後、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>痛みを訴えた釣り客2人は、浮き桟橋から救急車で病院に搬送され、それぞれ上肢脱臼、頭部打撲等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本船の操船経験が2年以上あり、本事故現場付近の航行が月10回以上あった。</p> <p>船長は、周囲が暗く、本件防波堤が見えなかったが、ふだん、本件防波堤から約200～300mの距離を隔てて航行しているので、効果がないと考えて本船設置の探照灯を使用しなかった。</p> <p>船長は、本事故後、左舷船首方の本件シーバース付近に停泊中の船舶が気になり本件灯光を見落とし、本件防波堤に近寄って航行してしまったと思った。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、目視で本件防波堤を確認できると思い、作動させていたGPSプロッターを確認していなかった。</p> <p>船長及び全釣り客は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、京浜港川崎第2区において、日没後で周囲が暗く、本件防波堤を視認し難い状況下、本件防波堤に沿って航行しようとして南西進中、船長が、本件灯光を見落とした際、本件防波堤を確認しようと右舵を取り、目視のみで航行したことから、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、左舷船首方の本件シーバース付近に停泊中の船舶に意識を</p>

	<p>向けていたことから、本件灯光を見落としたものと考えられる。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、目視で本件防波堤を確認できると思ったことから、目視のみで航行したのと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、京浜港川崎第2区において、本件防波堤を視認し難い状況下で南西進中、船長が、本件灯光を見落とした際、本件防波堤を確認しようと右舵を取り、目視のみで航行したため、本件防波堤に接近していることに気付かず、本件防波堤に衝突したのと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長等は、夜間等に航行する場合、慣れた海域であっても、目視だけではなく、GPSプロッター等により構造物までの距離及び船位を適宜確認すること。 ・ 船長等は、航行中、周囲の状況が分からない場合、停止して確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

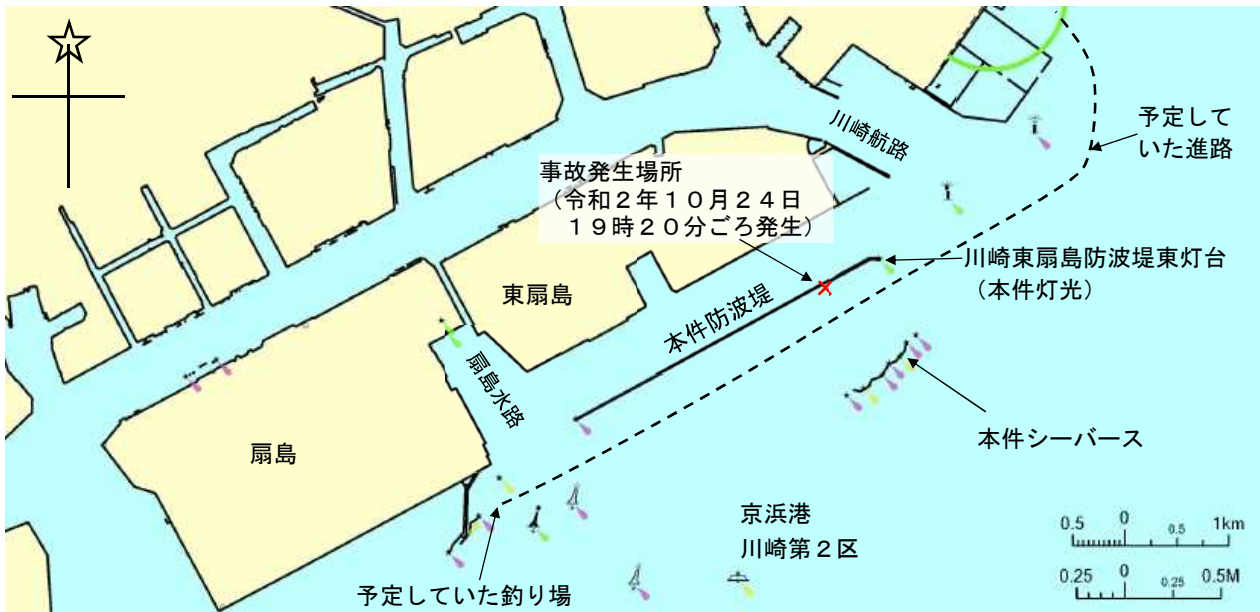


写真1 本船

